

第 8 回 独立行政法人国立印刷局契約監視委員会（審議概要）

開催日及び場所	平成 23 年 12 月 6 日（火） 国立印刷局本局特別会議室
委員	委員長 小林 芳郎（今川橋法律事務所弁護士） 委員 栗田 誠（千葉大学大学院専門法務研究科教授） 委員 黒川 行治（慶應義塾大学商学部教授） 委員 高橋 静雄（独立行政法人国立印刷局監事） 委員 櫻井 博之（独立行政法人国立印刷局監事）
審議対象	1 平成 23 年度上半期契約の点検 平成 23 年度上半期に契約締結された調達案件のうち、競争性のない随意契約（69 件）及び一者応札・一者応募の契約（79 件）についての個別審議（148 件） 2 新規の競争性のない随意契約を予定している案件（3 件）

議 事	内 容	
平成 23 年度上半期の契約状況について	平成 23 年度上半期の競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募契約実績と 22 年度同期実績との比較等について報告した。	
平成 23 年度上半期契約締結状況等の報告	対象契約 148 件の契約締結状況及び新規の競争性のない随意契約を予定している案件 3 件について報告した。	
平成 22 年度に引き続き一者応札・一者応募となった契約について	平成 22 年度に引き続き 2 か年連続して一者応札・一者応募となった契約 42 件について報告した。	
審議方法	1 平成 23 年度上半期契約の点検 審議対象契約の件数が多いことから、効率的な審議の実施が必要のため、以下の方法で行うこととした。 （1）審議する個別契約案件を栗田委員長代理が選定する。 （2）選定された個別契約案件を委員会の場で審議する。 （3）選定された個別契約案件以外の契約については、国立印刷局常勤の委員が個別契約案件の審議内容を踏まえ点検する。 （4）（3）の点検結果を持ち回り、各委員が審議し、委員長が決定する。 2 新規の競争性のない随意契約を予定している案件 審議対象の 3 件すべてを委員会の場で審議することとした。	
個別契約案件審議	7 件	新規の競争性のない随意契約を予定している案件 3 件及び選定された 4 件、計 7 件について審議を行った。
新規の競争性のない随意契約予定案件	3 件	「銀行券抄紙機」（機械の製造）
		「銀行券印刷機撤去請負作業」（機械の撤去）
		「抄紙機第 7 号パールインキ検査装置修繕」（機械の修理）
競争性のない随意契約	1 件	「銀行券印刷機」（機械の製造）
一者応札・一者応募の契約	3 件	「旅券冊子用カーフ」（物品の購入）
		「試刷用紙」（物品の購入）
		「番号器」（機械の製造）
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	

議 事	内 容
国立印刷局常勤の委員による点検及び持ち回り審議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度上半期契約の点検 委員会で個別に審議した案件以外の案件について、審議内容を踏まえて点検し、その結果を持ち回り、各委員が審議をした。 <p>[持ち回り審議の結果] 点検の結果について、相当であることが報告され、委員長により決定された（平成24年1月24日）。</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし

意見・質問	回答
<p>◇平成22年度に引き続き一者応札・一者応募となった契約について</p> <p>参入希望があれば技術審査をすることとなっているが、審査基準が高すぎて、最高レベルのところだけが参入しているのではないか。</p>	<p>一定の基準を満たし、製造過程に投入して実際に使えるものでないといけませんが、必ずしも最高レベルというわけではない。</p>
<p>◇個別契約案件審議1 【競争性のない随意契約新規予定案件】 「銀行券抄紙機」</p> <p>十数年に一度くらいのオーダー品の契約となると思われるが、製造ラインの確保などの観点から、事前に契約相手方に契約予定時期などを伝えるのか。</p>	<p>契約の相手方への情報の提供は設備投資の意思決定後となるが、納期については機械製造のための必要な期間を確保することとしている。</p>
<p>◇個別契約案件審議2 【競争性のない随意契約新規予定案件】 「銀行券印刷機撤去請負作業」</p> <p>秘密保持の観点から随意契約とすることは当然だと思う。解体撤去は契約相手方がやるのか、それとも下請業者がやるのか。</p>	<p>現在、仕様書を作成中であるが、解体は、契約相手方が直接行い、機械パーツの重要な部分を潰すなどの処理を実施することとなる。その後の運搬については、重量物の運搬業者が行うこともあると思われる。</p>
<p>◇個別契約案件審議3 【競争性のない随意契約新規予定案件】 「抄紙機第7号パールインキ検査装置修繕」</p> <p>このような装置の修繕は、壊れては困ることから、何年かに一度の周期で予防的に行われるものと思われるが、年度の修繕計画は本局で主体的にまとめているのか。</p>	<p>稼働中の機械の修繕等については工場から本局に要求が出され、設備投資計画に計上されることとなる。</p>
<p>◇個別契約案件審議4 【競争性のない随意契約】 「銀行券印刷機」</p> <p>機械の更新期間が非常に長いことから、将来、当該契約相手方からの調達ができなくなる可能性もあると思われるが、このようなリスクについてどう考えるか。</p>	<p>現在の契約相手方からの調達ができなくなるという不測の事態に備え、機械製造に必要な情報の取扱いも含めて、当局として対応できることを引き続き検討していきたい。</p>

意見・質問	回答
<p>◇個別契約案件審議 5 【一者応札・一者応募の契約】 「旅券冊子用カーフ」</p> <p>このメーカーでしか日本のパスポートの表紙が作れないということだが、他のメーカーでも規格さえ決まっていれば作れるのではないか。</p>	<p>市場調査や海外からの情報収集を行っているが、技術審査に合格するメーカーはすぐには出にくい状況である。</p>
<p>◇個別契約案件審議 6 【一者応札・一者応募の契約】 「試刷用紙」</p> <p>他のメーカーでは製造する能力はないのか。</p>	<p>技術的には作製可能だが、既製品の中に当局が求める紙質と合致するものがないため、規格外になることが参入しにくい要因かと思われる。</p> <p>以前、技術審査を不合格になった会社が、再度、技術審査を受ける予定がある。</p>
<p>◇個別契約案件審議 7 【一者応札・一者応募の契約】 「番号器」</p> <p>入札を辞退した業者は1回目の納期までに納入できないことが理由のようだが、納期が短いのではないか。</p>	<p>納期が問題ではなく、業者への聞き取りの結果では、受注・生産状況により予定どおり納入することができないとのことである。</p>